

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 21 年度第 12 号
通 算 第 4 8 2 号
平成 21 年 12 月 22 日

尼崎市役所総務局
人事管理室給与担当

技能労務職給料表の導入等について

12 月 17 日午後 3 時から午後 5 時まで、中央公民館視聴覚室において、継続交渉となっている平成 22 年度からの技能労務職の給料表の導入及び期末・勤勉手当の削減に関する課題等について交渉を行った。

今回の交渉の目的

技能労務職給料表の導入及び期末・勤勉手当の削減については、来年度からの実施に向けて継続的に協議しているところであるが、これまでの議論も踏まえ、技能労務職給料表については一定の修正提案を行うこととし交渉を行った。

組合への回答・提案

技能労務職給料表の導入について（修正メモ） [別紙](#)のとおり

具体的な交渉内容

1 技能労務職給料表の導入について

課題の要旨

継続協議事項となっている、現業職に対する技能労務職給料表導入の協議と併せて現業職の採用についても協議となった。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
現業職の給料表の議論の前に、現業職の採用について示してもらいたい。来年 4 月 1 日の採用はあるのか。	これまでの説明どおり現業職の必要性はあると考えており、採用もしていきたい。ただし、交渉が長引けば、来年 4 月 1 日の採用については事務手続きを踏まえると難しいのではないかと考えている。

<p>これまで現業職の採用要望に対しては、現業職の給料表を導入しなければ採用できないとの説明であった。来年4月1日から現業職の給料表の導入を提案してきたのであれば、当然、来年4月1日には採用すべきである。これまでの説明に反するではないか。</p>	<p>採用事務のほか、再任用の状況、交通局職員の市長部局への転籍等を考えると4月1日の採用は日程的には厳しいが、採用に向けて準備するためにも給料表の問題も進めていく必要がある。</p>
<p>12月1日付けの交通局職員の転籍に際しては市長部局の都合で転籍者数を変更した。市長部局の都合で人数が決めるのであれば、来年4月の転籍者数も市長部局が決めるはずである。それと現在の職員の欠員数と退職動向を考えれば、4月1日に何名採用する必要があるか現時点でわかるはずである。採用人数も示せ。</p>	<p>交通局職員の転籍数は一方的に決めるものではなく、転籍希望の人数や選考もあるのではっきりしていない部分もある。その点を踏まえても新規採用は若干名したいと考えている。ただし、調理師については民間委託の問題があるので示すことはできない。</p>
<p>若干名とは何名なのか。なぜ調理師を別扱いするのか。調理師についても委託計画は頓挫しており、採用をはっきり示すべきである。数字を挙げられないということは採用の計画ができていないのと同じである。</p>	<p>調理師については、学校の耐震化工事の動向を踏まえて調理業務の委託計画を再検討しており、その状況を見ながら考えていきたい。作業員の採用については、ひと桁の人数と考えている。</p>
<p>給料表についてははっきり期限を切って示しているにもかかわらず、採用ははっきり示せないというのでは納得できない。わずか数名の採用と引き換えに給料表の導入を受け入れるというわけには行かない。</p>	<p>ひと桁の採用ということで若干名という言い方をしている。職種によっては、これまでも実際の募集時に若干名ということで募集している。</p>
<p>調理師については、同じ説明をずっと繰り返している。委託化計画ができたときに採用を止めて以来、欠員があってもほったらかしの状態が約10年続いている。当初の計画も4年間で全校委託するという説明であったが、学校の耐震化工事を終えないと委託できないということで計画が崩れた。全校の耐震化工事には数十億はかかると見込まれるが、財政が厳しい中、工事が長期化することは明らかである。その間ずっと採用しないというわけには行かない。計画が崩れた以上、早急に採用を示すべきである。</p>	<p>今後の計画がはっきりしていないため採用計画を示すことは現時点では難しい。現実には欠員が生じていることは認識しており、その対応についても教育委員会と調整してるところである。</p>

<p>何年も同じ説明で話しが進まない。調整するという説明の間、職員数が必要数確保されていないため現場は過重労働を強いられている。この状況があまりにも長すぎる。さらに昨年度に採用した調理師は、来年度から管理栄養士になることを条件に採用しているはずである。そうすると調理師はもっと職員が足らなくなる。現状では調理師から異動させることは不可能ではないのか。そうすると来年4月1日から管理栄養士になるはずの職員も現業職の給料表を適用するのか。</p>	<p>募集時に最初は現業職である調理師として勤務してもらうが概ね2年で非現業職である管理栄養士に転職するという条件を示している。したがって、管理栄養士としての仕事の他、比較的業務内容が近い事務の仕事をしている者もいるので、そういった異動方法もあると考えている。</p>
<p>給料表の議論は来年4月1日の採用数がはっきり示されないと話にならない。これ以上議論する余地がない。調理師の採用計画も次回交渉までにはっきり示せ。</p>	<p>調理師の採用についてはどういう対応をしていくか年内にできる範囲で示したい。</p>
<p>今回の給料表の修正案はどういった内容か。</p>	<p>給料表の切替に際しては、現行給料月額の直近上位の額の号給に切替えるという手法を提示しているが、当初提案では4級在職者の中には切替後に直近上位に該当する号給がないという状況になる。給料表の提案前に4回、当初の提案後に3回、この案件について賃金小委員会で協議し、また現業評議会とも協議を重ねる中で、この課題については修正の要望が強かった。このことも踏まえ、その職員にも直近上位の位置付けができるよう号給を増号することとした。そのため4級は143号までとしており、3級についても4級と同じ号給まで増号することとした。新規採用職員は増号した号給までは達しないので在職者に対する経過措置的な考えに基づく修正である。</p>

<p>当局は来年 4 月 1 日からの実施にこだわるが、現給保障するのであれば財政効果もないのだから、実施時期を先送りにしてじっくり議論すればいいではないか。</p>	<p>直近上位に位置付けるため初年度は若干予算増になるため予算措置が必要である。また、来年度採用するとなっても、採用が決まってから給与条例の改正を議会に提案していたのでは間に合わない。そのためにも 2 月議会に提案する必要がある。</p>
<p>これまで長期間採用せずに業務を行ってきたのだから、採用しない代わりに現業職の給料表も導入するなという意見も組合員の中ではある。</p>	<p>今まで欠員補充を求めてきた組合の要求も考慮し、職員の年齢構成や退職状況を見ていく中で、採用は必要と判断したものである。</p>
<p>昔は現業職の賃金が安く抑えられていたため、現業職に対する差別であるということで、組合交渉を重ね、現在のように非現業職と同等の制度になった歴史がある。差別給料表の導入は断固受け入れることはできない。</p>	<p>職務給の原則に立ち返って、職務に応じた給料表にしようということであり、国や他都市、民間の状況などとの均衡を考慮し提案しているものである。</p>
<p>尼崎市職員の調理師や作業員に対する適正な給与水準とはどういったものなのか。</p>	<p>現業職と非現業職で職務内容は異なっており、異なる非現業職の給料表に準拠するよりも、むしろ国の現業職の方が比較的近い職務内容となっているため、国の現業職の給料表を参考にして決定すべきであると考えている。</p>

課題解決への方向性

引き続き協議を行うこととした。

2 平成 22 年度からの期末・勤勉手当の削減等について

課題の要旨

引き続き、課題となっている平成 22 年度から平成 24 年度の期末・勤勉手当の削減措置について協議を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>現在の景気動向から、来年度の財政状況もさらに厳しくなることが目に見えているのに 3 年間でカットを止めると断言できるのか。</p>	<p>先のことは断言できないが、さらに財政状況が厳しくなることは考えられる。人件費の削減として 3 年間の 20% 削減を実施するとともに、様々な施策の見直しにより、構造改善に取り組んでいきたい。</p>

<p>ボーナスを住宅ローンにあてている者にとって 20%カットは厳しすぎる。民間でもボーナスはその年の業績を踏まえて決定しているのに、なぜ本市は3年間という期間を決められるのか。単年度ごとに交渉すべきものである。</p>	<p>行財政構造改革推進プランを進めるにあたり、今後3年間の収支状況が大変厳しい中で、市民サービスの見直しを含め、24年度までの間、全力を上げて取組みを進める必要がある。そのため、職員人件費についても、単年ではなく3年間お願いしたいということで提案している。</p>
<p>期末・勤勉手当の月数の割り振りはどうなるのか。来年以降、仮に人事院勧告で支給月数が下がった場合はどうなるのか。</p>	<p>期末・勤勉手当の割り振りについては、今年の期末・勤勉手当の支給月数からそれぞれ20%削減し、年間合計で3.32月分となる。今後3年間は、国に支給月数の増減があったとしても、本市は3.32月分を基本とし、仮に国の支給月数が3.32月分を下回れば国に準じた協議を行う。</p>
<p>我々の調査では、給与カットをしている自治体は、住居手当は改定を見送るなど今回の人事院のマイナス勧告の完全実施を見送っている。給与カットをしている上に、国どおり実施したのは本市くらいではないか。</p>	<p>他都市とは財政状況が異なる中で、人事院勧告及び国の改定に基づいて制度改正することと削減措置は別のものと考えている。</p>
<p>きちんと国から交付税や補助金をもらっていないのではないかという不満も大きい。例えば生活保護費の国・地方の負担割合の改善要望も全国市長会等へ要望するだけでなく、市長自ら国にかけあって動いているという姿勢を職員に見せて欲しい。トップが必死で動いていることがわかったら職員も意気に感じる。</p>	<p>各部署においても機会ある毎に関係団体等を通じ要望を出している。国においても政権交代がされてから、地方からの陳情は直接受け付けなくなっている。多くの自治体があるなかで一自治体の市長が直接国へ出向いても、そういった場は設けてもらうのは難しいと考えている。</p>
<p>職員の中には、財政状況が悪いのは理解しているのに、カットするのであれば、超過勤務手当をきちんと支給してくれという声がある。払うべきものを払わずに給与をカットするのはおかしい。</p>	<p>超過勤務手当の問題は我々も認識している。予算に限りもある中で、各局総務担当課と業務量をヒアリングし配当している。長時間労働は職員の健康面にも問題がある。事業を見直し、事業自体を止める必要もある。</p>

<p>事業の見直しというが、職員がどんどん減らされていく中で、制度が年々複雑になり、その対応や市民への説明など業務量は増えている。その中で、超過勤務手当の予算を当局の都合で毎年減らし続けて、さらに 20%カットとは納得できるはずがない。</p>	<p>超過勤務手当の予算については、財政状況で削減しているのではなく、職員数の減少とともに、超過勤務手当の支給対象者が減少していることから減っているものである。各局総務担当課において予算の執行状況を見て各課への配分も調整しており、総務担当課とも調整したい。</p>
<p>総務担当へ状況を説明しても、局の予算自体がないので配当できないといわれる。全体の予算そのものを増やさないと局内での調整は無理である。そういうような実態を当局も知っているはずである。</p>	<p>予算が厳しいことは認識しているが、要求があれば全て認めるということとはできない。本当に必要な業務なのかどうかを見極める必要もあるし、まず局内で予算配分に問題がないか検討してもらって、それでもやはり予算が足りないというのであれば財政担当とも話しをして再配当も行っていきたい。</p>
<p>労使委員会についてであるが、そもそも労使委員会は定期的に市長・副市長も含めた当局側と職員代表とが市政運営における課題や政策について率直な意見を交換する場として設定されたはずである。しかしながら近年は単純に給与カットをする前の事前の説明会にしかっていない。決定事項を説明されるだけで、我々の意見を全く受け入れないのであれば労使委員会は今後やる必要がない。</p>	<p>労使委員会のあり方については、組合の主張も踏まえる中で今後、議論していきたい。</p>

課題解決への方向性

引き続き協議を行うこととした。

以上
(給与担当)

別紙

技能労務職給料表の導入について（修正メモ）

H21.12.17

『技能労務職給料表の導入について（メモ）』[平成 21 年 10 月 20 日付け提案]の内容の一部を、次のとおり修正する。

別紙 1 を別添のとおりとする。

以上
（給与担当）

尼崎市技能労務職給料表

号	1級	2級	3級	4級	号	1級	2級	3級	4級	号	1級	2級	3級	4級
1	138,100	177,700	224,900	279,200	56	213,600	256,500	292,200	358,000	111	262,000	302,300	326,200	392,300
2	139,600	179,100	226,300	281,100	57	215,000	257,600	293,100	358,900	112	262,200	302,800	326,600	392,900
3	141,100	180,500	227,700	283,000	58	216,300	258,800	294,100	359,800	113	262,600	303,200	326,900	393,400
4	142,600	181,900	229,100	284,900	59	217,700	260,000	295,100	360,700	114	263,000	303,600	327,300	394,000
5	144,100	183,300	230,500	286,800	60	218,800	261,200	296,100	361,600	115	263,400	304,000	327,700	394,600
6	145,600	184,700	231,900	288,700	61	220,100	262,500	296,900	362,500	116	263,800	304,400	328,100	395,200
7	147,100	186,100	233,300	290,600	62	221,400	263,700	297,800	363,400	117	264,200	304,800	328,400	395,700
8	148,600	187,500	234,700	292,500	63	222,700	264,900	298,700	364,300	118	264,600	305,200	328,800	396,300
9	150,100	188,900	236,100	294,200	64	223,800	266,000	299,600	365,200	119	265,000	305,600	329,200	396,900
10	151,600	190,300	237,500	296,000	65	225,000	267,100	300,500	365,800	120	265,200	306,000	329,600	397,500
11	153,100	191,700	238,900	297,800	66	226,200	268,300	301,400	366,400	121	265,500	306,400	329,900	398,000
12	154,600	193,100	240,300	299,600	67	227,400	269,500	302,300	367,000	122	265,700	306,800	330,300	398,600
13	156,100	194,500	241,700	301,200	68	228,600	270,700	303,200	367,600	123	266,000	307,200	330,700	399,200
14	157,600	195,900	243,100	302,900	69	229,800	271,700	304,000	368,100	124	266,400	307,600	331,100	399,800
15	159,100	197,300	244,500	304,600	70	231,000	272,800	304,800	368,700	125	266,700	307,900	331,400	400,300
16	160,600	198,700	245,900	306,300	71	232,200	273,900	305,600	369,300	126	267,000	308,300	331,800	400,900
17	162,100	200,100	247,300	307,900	72	233,400	275,000	306,400	369,900	127	267,300	308,700	332,200	401,500
18	163,600	201,600	248,700	309,600	73	234,600	276,100	307,200	370,400	128	267,600	309,100	332,600	402,100
19	165,100	203,100	250,100	311,300	74	235,800	277,200	308,000	371,000	129	267,900	309,400	332,900	402,600
20	166,600	204,600	251,500	313,000	75	237,000	278,300	308,800	371,600	130	268,200	309,800	333,300	403,200
21	168,100	206,100	252,700	314,500	76	238,200	279,400	309,600	372,200	131	268,500	310,200	333,700	403,800
22	169,600	207,700	254,000	316,000	77	239,200	280,500	310,200	372,700	132	268,800	310,600	334,100	404,400
23	171,100	209,300	255,300	317,500	78	240,200	281,400	310,900	373,300	133	269,100	310,900	334,400	404,900
24	172,600	210,900	256,600	319,000	79	241,200	282,300	311,600	373,900	134	269,400	311,300	334,800	405,500
25	174,100	212,300	257,700	320,600	80	242,300	283,200	312,300	374,500	135	269,700	311,700	335,200	406,100
26	175,600	214,000	259,000	322,100	81	243,300	284,100	313,000	375,000	136	270,000	312,100	335,600	406,700
27	177,100	215,700	260,300	323,600	82	244,300	284,900	313,600	375,600	137	270,300	312,300	335,900	407,200
28	178,500	217,400	261,600	325,100	83	245,300	285,700	314,200	376,200	138	270,600	312,700	336,300	407,800
29	180,000	218,900	262,700	326,700	84	246,300	286,500	314,800	376,800	139	270,900	313,100	336,700	408,400
30	181,500	220,100	263,900	328,000	85	247,200	287,400	315,500	377,300	140	271,200	313,500	337,100	409,000
31	183,000	221,300	265,100	329,300	86	248,100	288,200	316,000	377,900	141	271,500	313,700	337,400	409,500
32	184,500	222,500	266,200	330,500	87	249,000	289,000	316,500	378,500	142	271,800	314,100	337,800	410,100
33	185,700	223,800	267,400	331,800	88	250,000	289,800	317,000	379,100	143	272,100	314,500	338,200	410,700
34	187,000	225,400	268,600	333,100	89	250,800	290,600	317,300	379,600	144	272,300	314,900		
35	188,300	227,000	269,800	334,400	90	251,600	291,200	317,800	380,200	145	272,600	315,100		
36	189,700	228,600	271,000	335,700	91	252,400	291,800	318,300	380,800	146	272,900			
37	190,800	230,300	272,000	337,000	92	253,200	292,400	318,800	381,400	147	273,200			
38	192,000	231,800	273,100	338,300	93	253,800	292,900	319,100	381,900	148	273,300			
39	193,200	233,300	274,200	339,600	94	254,400	293,500	319,500	382,500	149	273,600			
40	194,400	234,800	275,300	340,900	95	255,000	294,100	319,900	383,100	150	273,900			
41	195,600	236,200	276,400	342,100	96	255,500	294,700	320,300	383,700	151	274,200			
42	196,700	237,600	277,500	343,300	97	256,000	295,200	320,800	384,200	152	274,300			
43	197,800	239,000	278,600	344,500	98	256,500	295,800	321,200	384,800	153	274,600			
44	198,800	240,400	279,700	345,700	99	257,000	296,400	321,600	385,400	154	274,900			
45	200,000	241,700	280,800	346,800	100	257,600	297,000	322,000	386,000	155	275,200			
46	201,200	243,100	281,900	347,900	101	258,100	297,400	322,400	386,500	156	275,300			
47	202,400	244,500	283,000	349,000	102	258,600	297,900	322,800	387,100	157	275,600			
48	203,600	245,900	284,100	350,100	103	259,100	298,400	323,200	387,700	158	275,900			
49	204,900	247,200	285,000	351,300	104	259,500	298,900	323,600	388,300	159	276,200			
50	206,200	248,600	286,100	352,300	105	259,800	299,400	323,900	388,800	160	276,300			
51	207,500	250,000	287,200	353,300	106	260,100	299,900	324,300	389,400	再任	203,800	226,000	247,300	279,200
52	208,800	251,400	288,300	354,300	107	260,400	300,400	324,700	390,000					
53	210,100	252,600	289,200	355,300	108	260,800	300,900	325,100	390,600					
54	211,400	253,900	290,200	356,200	109	261,200	301,300	325,400	391,100					
55	212,700	255,200	291,200	357,100	110	261,600	301,800	325,800	391,700					